

京都市眺望景観創生条例に基づく事前協議等に関する実施要綱

令和5年3月31日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、京都市眺望景観創生条例（以下「条例」という。）第4章に規定する事前協議等に関し必要な事項を定め、もって京都の優れた眺望景観の創生及び継承に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 専門家協議 条例第16条に規定する専門的知識を有する者を交えた協議をいう。
- (2) 構想段階 計画建築物等の与条件を整理し、基本的な事項（空間構成、規模、機能、構造、設備、意匠等）について、概略的なイメージを形づくる段階をいう。
- (3) 設計段階 構想段階を踏まえ、計画建築物等の基本的な事項をおおむね確定し、それを具体的に表現する段階をいう。

第2章 デザインに関する事前協議

(事前協議の時期)

第3条 条例第15条の規定による協議は、構想段階に行うものとする。

2 構想段階に専門家協議を行った建築物等のうち、第6条に規定するものについては、設計段階においても専門家協議を行うものとする。

(構想段階における専門家協議の対象となる建築物等)

第4条 構想段階において専門家協議を行う建築物等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地から大部分を視認することができない建築物等その他眺望景観の保全上支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものについては、この限りでない。

- (1) 平成30年3月29日京都市告示第656号別表2中同表(イ)欄の対象地ごとに規定する同表(ロ)欄に掲げる事前協議区域の範囲のうち視点場の範囲及び同表(ハ)欄に掲げる視点場に近接する区域の範囲（以下「視点場近接区域」という。）に、建築物の全部又は一部が位置するもの（増築の場合にあっては、当該増築に係る部分に限る。）で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 高さが10メートルを超えるもの。

イ 地階を除く床面積の合計が500平方メートルを超えるもの。

- (2) その他視点場等との関係において優れた眺望景観を創生するために市長が必要と認めるもの。

(歴史的景観アドバイザー)

第5条 市長は、構想段階における専門家協議を行うため、歴史的景観アドバイザーを設置する。

- 2 歴史的景観アドバイザーは、自然、歴史的資産、町並み、伝統、文化等に関して専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 歴史的景観アドバイザーの任期は、就任をした日から当該就任をした日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、再任することができる。

(設計段階における専門家協議の対象となる建築物等)

第6条 第3条第2項に規定する設計段階における専門家協議を行う建築物等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 視点場近接区域（ただし、平成30年3月29日京都市告示第656号別表2中同表（い）欄の1-1から14-2までの対象地に限る。）に、建築物の全部又は一部が位置し、地階を除く床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの（増築の場合にあっては、当該増築に係る部分に限る。）。
- (2) その他視点場からの眺望に著しく影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるもの。

(設計段階における専門家協議の場合)

第7条 設計段階における専門家協議の場合は、京都市美観風致審議会景観専門小委員会とする。

(適用の除外)

第8条 次の各号のいずれかに該当する建築物等については、第6条の規定は、適用しない。

- (1) 他の法令の規定により京都市美観風致審議会（各景観専門小委員会を含む。）に諮るもの又は意見を聴くもの。
- (2) その他視対象への眺望景観の保全上支障を及ぼすおそれが少ないと市長が認めるもの。

第3章 雑則

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画局都市景観部長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に条例第15条第1項の規定による協議の申出があった建築物等の建築等について適用し、施行日前に申出があった建築物等の建築等については、なお、従前の例による。